

## はんだ市民盆踊り大会実行委員会設置要綱

### (設置)

第1条 はんだ市民盆踊り大会を円滑に実施するため、はんだ市民盆踊り大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 実行委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) はんだ市民盆踊り大会の実施計画の作成に関すること。
- (2) はんだ市民盆踊り大会の実施に関すること。

### (委員)

第3条 実行委員会は、次に掲げる者から選出する委員をもって構成する。

- (1) 市民
- (2) 商工会議所
- (3) 商店街
- (4) 観光協会
- (5) 事業所
- (6) 行政機関
- (7) 知識経験者

2 委員は12名以内とし、任期を1年とする。

### (職務)

第4条 委員より委員長1名、副委員長1名を選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 実行委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長になる。

- 2 実行委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 実行委員会は、必要に応じ、実行委員会の会議にその構成員以外の関係者を出席させることができる。

### (監事)

第6条 実行委員会に監事2名を置く。

- 2 監事は、実行委員会の会計を監査し、その結果を実行委員会に報告する。

### (顧問)

第7条 実行委員会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、実行委員会の重要事項について、委員長の諮問に応じ、意見を述べる。

### (参与)

第8条 実行委員会に参与若干名を置くことができる。

2 参与は、実行委員会の実施に協力をする。

**(事務局)**

第9条 実行委員会の事務局を半田市東洋町2丁目1番地に置き、実行委員会の事務を処理する。

2 事務局の組織及び運営について必要な事項は、委員長が定める。

**(その他)**

第10条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月24日から施行する。